

観音信仰と江戸系流通・芸能民

——金竜山浅草寺等関係史料による——

荒井貢次郎

1 考察の起点

近世、江戸府内における観音信仰の一大拠点である、天台宗（現・聖観音宗総本山）・浅草寺（本尊・聖観世音菩薩、坂東札所・第13番、江戸札所第1番）は、同寺刊行のパンフレット『金竜山浅草寺』の浅草寺縁起によると、「浅草寺の起源をたずねると、推古天皇36年（628）3月18日の早朝に松前浜成・竹成の兄弟が宮戸川（墨田川）に漁撈中、思いがけず一鉢の御仏像を得た。これを郷族土師中知に示したところ聖観世音の尊容であることを知り、深く帰依してこれを機縁に中知は出家し、自宅を改めて寺となし、観音像を奉安して礼拝供養に生涯を捧げた。後、大化元年（645）勝海上人がこの地を訪れ、観音堂を建立し、夢告により御本尊を御秘仏と定められた。現本堂建立の際出土した数々の遺物により少なくとも奈良朝には大寺としての伽藍を営んでいたことが実証されている。武

蔵野の画、浅草の地は観音参拝の信徒が増すにつれて発展し、平安朝初期には当山の中興開山となられた慈覚大師が来山され、御秘物を模して御前立の御本尊と御影版木を謹刻された。鎌倉時代には將軍の帰依を厚くした浅草寺は、次第に外護者として歴史上有名な武將・文人の信仰を集め、伽藍・道場の莊嚴を増し、さらに江戸時代には幕府の祈願所と定められて堂塔の威容はさらに整い、江戸文化の中心として栄えた。かくして浅草寺は、「浅草観音」の名称で全国的に人々に親しまれ、日夜参拝者の絶えることなく民衆信仰の中心地となっている。」ということである。

江戸幕府の膝元にあつて、代表的な盛り場の一つである、ここ浅草寺支配の「奥山」の地は、零細な小商人、見世物師、香具師、乞胸等が集中し、また、公娼街・新吉原に対して、有力な私娼の蜃集する売春産業の地としても繁昌した。そうした賤民系業者のうちでも、芸能専門の業者と芸能を客

寄せの手段とした零細な小商人の間で、長吏頭支配につき訴訟が起った、香具師対乞胸の事案であった。このように諸種の下層民の稼ぎ場が、ここ奥山の地であった。これらの人びとは、境内地の周辺に居住し、生計の資を奥山での営業で収得してきた。こうした生計は、まさに観音信仰の利益に預ってささえられてきた。

2 観音信仰による札所（霊場）浅草寺

徳治元年（一三〇六）頃の『とはすがたり』に、「武蔵国へかへり浅草と申す堂あり……霊仏と申すもゆかしくて参る」とあることから、中世、すでに観音霊場であったことがわかる。

浅草寺蔵「浅草寺縁起」のうち、①応永年間（一三九四—一四二八）版本、②慶安五年（一六五二）、住吉具慶・筆本、③承応三年（一六五四）、記録本、④寛文二年（一六六二）、狩野氏信・筆本。の四書では、浅草寺をもって、「坂東十三番」札所としての記述はない。

元和三年（一六一七）頃の『丙辰紀行』に、「男女の群集すること京の清水より多く見えける」とあり、明和八年（一七七二）刊、『坂東観音霊場記』には、「天正年中より堂社僧院湧くが如く起り、坂東無双の巨藍となる」と見えている。

『武江披砂』等になれば、関東最初の伽藍であって、霊験は無

双の所なりといった記述が見られる。

江戸時代の安永（一七七二—一八一）、寛政（一七八五—一八〇二）年間頃、川柳に、

十二番迄は ねっからさえぬ寺

江戸自慢 十三番が 此くらい

坂東札所の成立は、鎌倉時代といわれており、源頼朝とその一族の熱い観音信仰によって制定された。それ故に鎌倉に第一番の札所がおかれていた（鎌倉・大蔵山・杉本寺）。

享保四年（一七一九）、本尊開帳・記念出版の縁起書『金竜山浅草寺観世音御伝記』に、「抑、武蔵国豊島郡金竜山浅草寺なる観世音は、坂東拾参番の霊地にて三国無双の仏閣なり」とある。

さらに、寛文二年（一六六二）刊『江戸名所記』、延宝五年（一六七七）刊『江戸雀』、元禄二年（一六八九）刊『江戸惣鹿子名所大全』の三書では、浅草寺の記事のなかには、この寺をもって「坂東札所」であるとするとする記述は見い出せない。

享保一七年（一七三二）刊『江戸砂子』に、「当寺は坂東順札十三番の札所なり」とある。

ともあれ、室町末期と推定できる西国・坂東・秩父の札所「百観音札所」巡礼の発生とともに、巡拝が盛行したものと見える。それを裏づける証言としては、文化一〇年（一八一三）、松平冠山侯編述『浅草寺志』によると、当時、浅草寺伝

存の巡礼者の奉納額、供養塔に、立証される。つまり、宝暦、天明、寛政、享和、文化年号を記されてある。

浅草寺が江戸に観音・三三札所が設けられると、その第一番にランクされている。享保二〇年（一七三五）刊『続江戸砂子』に「江都三十三観音」が列記されている。

浅草三十三札所としては、『浅草三十三所観音順書』には、「一番浅草寺」と誌される。

3 浅草寺と奥山

寛保四年（一七四四）七月一七日『浅草寺日記』の記事（第一卷・二六頁）に、

観音境内におゐて女之曲馬見セ物有之由、曲馬之類ハ佐々木平馬方ハ願届無之候而ハ難成筋ニ候間、弥・打続、右・見セ出シ度候ハハ、平馬方ハ此方へ届有之様可被致候、左も無之候ハハ、内々ニ而穩便ニ為取払候ハハ、可然之由、被申候由ニ而梅園院罷帰候間、早速・堂番呼寄致吟味候処、最早・相仕舞申由ニ付、早々・明日中、小屋迄・取払様ニ申渡之

広重の錦絵のうちで、「金亀山浅草寺」を見ると、現在よりも、はるかに境内が広く、そこには、各種類の見世物、大道芸人の芸が行われているし、多くの人びとが、そこに群らっている。

江戸・神田雉子町に住む町名主・斉藤月岑の『日記』（文

政一三（一八三〇）—明治八年（一八七五）・計・三八冊・未刊・欠本あり、東大史料編纂所・36冊、早大・大東急文庫各1冊）の天保一〇年（一八三九）九月二五日の条に「浅草へ参る。西之宮宮よせにて吉田千由人形早替り見る。」。九月三〇日の条に「浅草地内・西宮よせにて人形芝居見る。」とあり、これによって、境内に西の宮寄席（西之宮寄せ）があり、その寄席芝居が面白かったということがわかる。

天保一二年（一八四一）九月一日の条に、月岑宅へ、香具師系のコマ廻し師・松井源水が手拭をもつて挨拶にきたと記してある。源水は、代々、浅草寺境内の奥山で曲独楽の妙技を見世物としている。安永七年（一七七八）以降、大和郡山藩主・柳沢信鴻は、奥山で、源水のコマ廻し、芥子之助の手妻（手品）をよく見物している。

『江戸名所図会』では、浅草寺奥山に楊弓場が建ち並び、千本桜が植えた広場がある。千本桜、楊弓場の前のあたりに、小屋がけの見世物、秋ともなれば、「菊人形」などの見世物がかかる。これが「菊屋敷」の常設場となる。また、平賀源内著「風流志道軒伝」（宝暦一三年（一七六三）刊）によると、志道軒という見せ物があつて軍談を語つて人気を集めたところ。

楊弓場（矢場）女の私娼化が、奥山で現われていった。

4 流通經濟民「香具師」と芸能民「乞胸」

「乞胸」と「香具師」の職能について、公的に、それを、いかに規定されたかを、寛政八年（一七九六）二月の乞胸對香具師訴訟・關係書を通して見ることにする。

乍レ恐以二書付三奉二願上二候

浅草旅籠町耆丁目・勝藏店・兵助、豊島町耆丁目・孫兵衛店・清次郎、右・兩人、奉申上二候、私共儀、年来、香具・売薬・愛敬見世物と申、葭簀罌仕、入口ニて、銘々・家伝業・香具杯とを商ひ家業仕来候処、去ル亥年より下谷山崎町式丁目・甚五郎店・乞胸頭・仁太夫、如何・相心得候哉、面々・手下之家業と申、鑑札を渡し、耆人前より毎月・四拾八文宛・受取候様、致候得共、元来・仁太夫・家業之儀者、

綾取、辻放下、猿若、からくり、江戸万才、仕形能、物説、講釈、淨留理、説教、物真似、辻勧進

右・拾式ケ条之由、及レ承候ニ付、右之類は、決而不レ仕候、私共家業之儀ハ左之通に御座候

反魂丹売 同 曲廻 輕業 見世物 硯 懷中掛香具 諸国弘商人 居合拔 曲廻 輕業 見世物 硯 懷中掛香具 諸国弘商人

辻療治膏売 薬売 蜜柑・梨子・砂糖漬売 小間物売 火打保口売 諸国妙薬取次店

右・拾三通之儀者、享保二十年卯十一月中、大岡越前守様御勤役之節、御番所様江私共・家業之者被召出、拾三通之趣、遂一・御糺之上、御聞濟被遊候ニ付、難レ有・家業仕来候処、仁太夫・

手下に相成候ては、猿若・門立同様ニ相成、田舎在々、諸商人・拾三通リ之附合致し兼・諸国・市町等江罷出候節、泊宿・其外・諸事ニ差支、難儀・至極仕、夫故・渡世相成兼、日々・暮方・困窮仕候ニ付、無是非・今般・奉願上二候、何卒・御慈悲を以て、古来の通・仁太夫差構無之、家業体・手広ニ仕候様・被仰付二被下置二候様・願上候、前書之趣・御聞濟被成下二願之通・被仰付二被下置二候ハバ、難レ有仕合奉レ存候、以上。

寛政八年辰二月

浅草之旅籠町耆丁目・勝藏店

願人 兵助

家主 勝藏

豊島町耆丁目・孫兵衛店

願人 清次郎

家主 孫兵衛

ここにいう乞胸は、明治四年（一八七二）八月二八日の太政官布告すなわち、所謂「解放令」によつて賤民から解放された。また、香具師（てきや・やし）は、明治五年（一八七二）七月八日・太政官布告の解放令は、次の通りである。

従来、香具師と唱来候名目、自今・被下置二候事

但 銘々・商売ノ儀ハ可レ為ニ勝手ニ事

とあり、親方による家業独占は禁止された。

〔主要参考書〕「日本法令全書」（明治四・五年の部）。石井良助編「近世関東の被差別部落」（明石書店）。荒井貢次郎「近世被差別社会の研究」（同書店）。（大正大学講師）